

請負契約書

依頼者 (以下甲という) と受託者 株式会社 清家工務店 (以下乙という) は、後記記載事項及び後記条項に基づき、建築工事請負契約を締結しましたので、その証として本書2通を作成し、甲乙各1通保管する。

1 作業名 工事
2 作業内容 工事
3 作業場所 愛媛県
4 工期 令和元年 月 日～工事完了まで。
5 請負代金額 金 000,000 円 (税込)
6 支払方法 振込 契約時に 40%000,000 円 着工時に 40%000,000 円
完了時に 20%000,000 円 若しくは完了時に 100%000,000 円
愛媛銀行 吉田支店 (普) 3 4 2 6 0 0 3
株式会社 清家工務店 代表取締役 清家 友採

第1条 (総則)

甲に対し、乙は、見積もりに記載の建物の原状回復作業を請け負い、これを完成することを約束し、甲は、これに対し請負代金を支払うことを約束する。

第2条 (作業許可)

作業地が借地のときは、甲は、乙に作業地の所有者から作業許可を得るものとする。

第3条 (権利義務の承継)

当事者は、相手方の書面による承諾を受けなければ、この契約から生じる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせることはできない。

第4条 (工事の変更)

当事者間に工事の内容を変更せざるを得ない事情のあるときは、その変更の内容、並びに請負代金についてその都度打ち合わせにより定めるものとする。

第5条 (工期の変更)

乙は、工事に支障を及ぼす天災、天候の不良、により作業を完成することができないときは、甲に遅滞なくその理由を付して工期の延長を求められるものとする。

第6条 (一般の損害)

- 作業の完成引渡までに建物、その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とする。
- 前項の損害のうち、次の各号の一つに該当するものは、前項の規定にかかわらず甲の負担とし、乙は必要に応じて工期の延長を求められることができる。
 - 甲の都合によって着工期日までに着工できなかったとき、又は甲が作業を繰延若しくは中止させたとき。
 - 前払金又は部分払いが遅れたため、乙が着工せず又は中止したとき。
 - その他甲の責に帰すべき事由によるとき

第7条 (第三者の損害)

施工のために第三者に損害を生じたときは、乙がその賠償の責を負う。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲がその賠償の責を負う。

第8条 (第三者との紛議)

作業に関し、第三者との間に紛議が生じたときは、甲乙協力して次の各号に従いその解決にあたる。
振動、騒音等施工を原因として生じた紛議は、乙がその解決にあたり、甲乙協議の上、必要な措置をとる。

第9条 (不可抗力による損害)

天災その他甲乙いずれかの責にも帰することのできない不可抗力によって工事の既成部分、工事材料に損害を生じたときは、乙は、責を負わないものとする。

第10条 (作業終了日及び責任)

乙は作業が終了した時を作業完了日とし、作業箇所に関しての施工を甲に確認してもらうものとする。

第11条 (附則)

この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

令和 年 月 日

(甲) 所在地

名称

(乙) 所在地 愛媛県宇和島市吉田町立間2-2656-2

商号 株式会社 清家工務店

代表取締役 清家 友採